

第10期東近江市高齢者保健福祉計画・介護 保険事業計画・認知症施策推進計画について

令和8年7月2日（木）

東近江市地域包括支援センター運営協議会

●計画の基本的な考え方

東近江市では「地域包括ケアシステムの推進により、誰もが生きがいを持ち、共に支え合いながら、安心して暮らし続けることができるまちをつくる」ことを基本目標とし、本市の地域包括ケアシステムを一層、深化・推進しつつ、これまでの取組を引き継ぎ、高齢者があらゆる世代の市民と共に安心して暮らせる地域共生社会を目指して具体的な6つの基本方針を設定し、取組を進めてきました。

第10期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画(第10期計画)は、現行計画における本市の状況や国の動向を踏まえながら、中長期的な視点に立って策定するものです。

- 第10期計画は、以下を一体的にまとめた計画です。

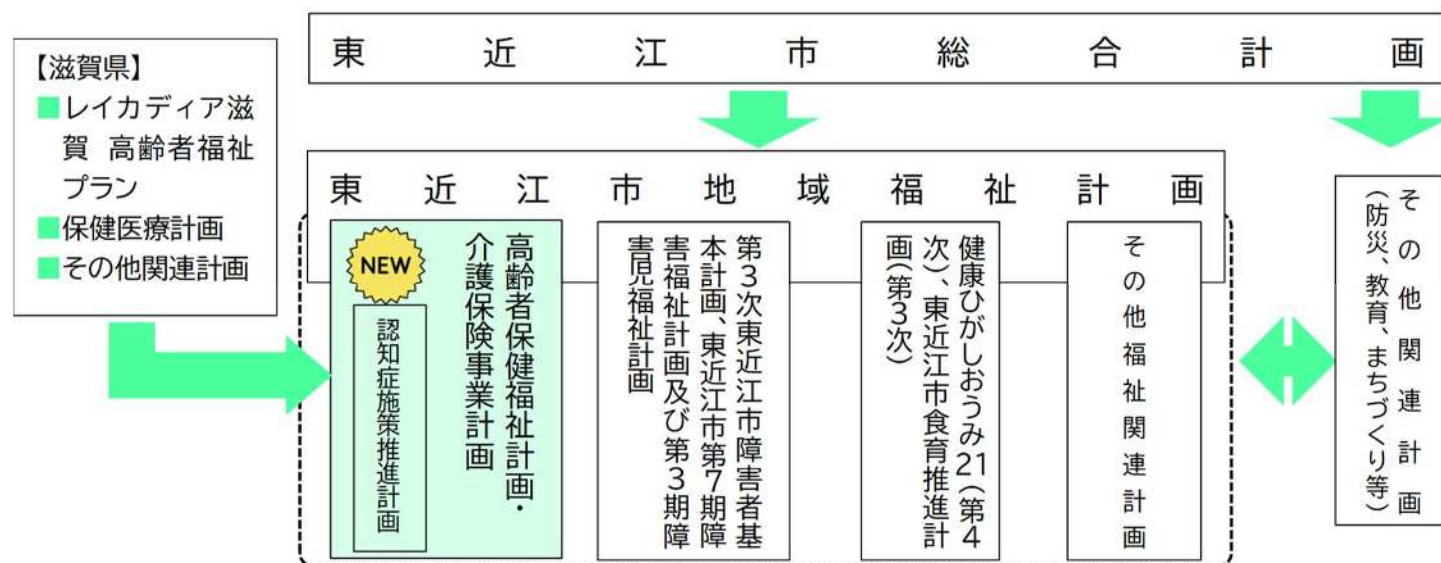
- 介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」

- 老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」

- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく「認知症施策推進計画」

NEW

- 市の最上位計画である「東近江市総合計画」や、福祉分野の上位計画である「東近江市地域福祉基本計画」、高齢者福祉分野に関連する他の計画、滋賀県の関連計画との整合を図りながら策定します。



●認知症施策推進計画

我が国では急速に高齢化が進展し、それに伴い認知症の人も増加しています。認知症は、もはや特別なことではなく、誰もが関わる可能性のある身近な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、国は令和6年1月1日に認知症基本法を施行しました。同法律は、**認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会(共生社会)の実現を推進**することを目的としています。また、法律の施行に伴い、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、認知症施策推進基本計画を策定しました。

これを受け、地方公共団体でも認知症施策推進計画を策定することになります。(努力義務)

重点目標（第1期）

- 【目標1】国民一人一人が「**新しい認知症観**」を理解していること
- 【目標2】認知症の人の生活においてその意思等が尊重されていること
- 【目標3】認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができること
- 【目標4】国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できること

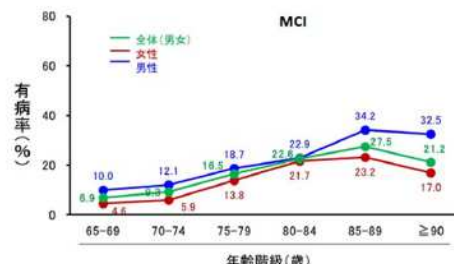
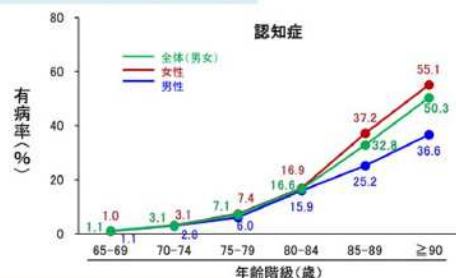
基本的施策

施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。

【12項目】

- ①国民の理解、②**バリアフリー**、③**社会参加**、
- ④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、
- ⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、
- ⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、
- ⑫国際協力

年齢階級別の有病率（2022年時点）



高齢者数と有病率の将来推計

年	令和4年 (2022)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)	令和32年 (2050)	令和42年 (2060)
認知症高齢者数	443.2万人	471.6万人	523.1万人	584.2万人	588.6万人	645.1万人
高齢者における 認知症有病率	12.3%	12.9%	14.2%	14.9%	15.1%	17.7%

年	令和4年 (2022)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)	令和32年 (2050)	令和42年 (2060)
MCI高齢者数	558.5万人	564.3万人	593.1万人	612.8万人	631.2万人	632.2万人
高齢者における MCI有病率	15.5%	15.4%	16.0%	15.6%	16.2%	17.4%

資料：「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（令和5年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学 二宮治教授）より厚生労働省にて作成

「**新しい認知症観**」とは、認知症になってからも個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って暮らし続けることができるという考え方です。

認知症施策推進大綱の流れを汲み、新オレンジプランには無かった「**バリアフリー化の推進**」や「**社会参加の機会の確保**」が基本的施策として盛り込まれており、認知症の人が尊厳と希望を持って、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるということを大切にしています。

●日常生活圏域の設定

[本市の日常生活圏域（10圏域）]



それぞれの地域の特徴やこれまでの基盤整備等の状況を踏まえ、合併前の区域を基本とし、10圏域を日常生活圏域を設定してきました。

日常生活圏域とは、高齢者の住み慣れた環境での生活や介護の支援体制を構築する地域の単位であり、地域密着型サービスの基盤等を整備していくための基本単位となるものです。

八日市西（平田・市辺・中野）	愛東
八日市東（玉緒・御園・南部）	湖東
八日市（八日市・建部）	能登川東（JR線路の東側）
永源寺	能登川西（JR線路の西側）
五個荘	蒲生

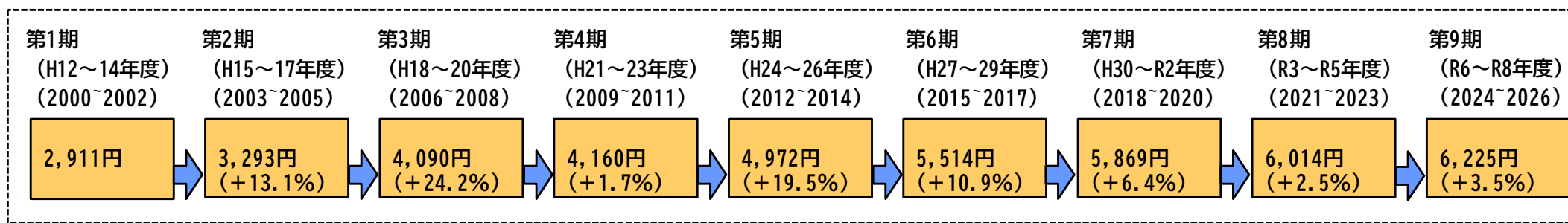
●庁内作業スケジュール

年月	令和8年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	3月
国・県 (想定)	・課長会（第10期計画に関する基本的考え方を提示）		・推計ツール暫定版の提供（見える化システム）		・課長会（基本指針案の提示） ・推計ツール確定版の提供（見える化）		・第1回事業量推計を県へ提出		・計画内容に関する都道府県からのヒアリング（想）	・第2回事業量推計を県へ提出	・介護報酬改定率を反映		・第3回事業量推計を県へ提出
委託会社	保険料関係			・（暫定版）人口推計、事業量推計準備		・サービス見込み量、保険料の仮推計作業		・（確定版）人口推計、事業量推計準備	・サービス見込み量、保険料の仮推計作業 ・地域分析シートの作成		・保険料の本推計作業		
	計画書関係		・現状評価（事業評価）シート作成	・現状評価（事業評価）シートとりまとめ	・現状評価（事業評価）シートとりまとめ ・計画書骨子作成 ・計画書素案（1章、2章（暫定））作成開始	・計画書素案（1章、2章（暫定））作成 ・施策体系の検討 ・評価指標の検討	・計画書素案（3章、4章）作成開始 ・基本指針を踏まえた施策体系の検討	・計画書素案（3章、4章）作成	・2章の数値を修正（人口等）	・素案への見込み量の反映（5章）	・パブリックコメント支援 ・ヒアリングを踏まえた素案の修正対応 ・資料編の作成	・計画書素案作成 ・概要版作成	・成果品納品準備
東近江市	主な業務内容		・現状評価（事業評価）シート入力作業	・現状評価（事業評価）作業完了	・計画に盛り込む内容を検討	・整備の方向性決定（庁内）	・計画書素案確認	・暫定版サービス見込み量の確認		・パブリックコメントの実施		・議会	・成果品確認
	審議会時期・議題案				令和8年度 第1回開催 【主な議題】 ・令和7年度事業報告、事業評価 ・第10期計画について（国資料のまとめ） ・計画書1章、計画骨子			令和8年度 第2回開催 【主な議題】 ・骨子案、計画書（素案）1章、2章（暫定）		令和8年度 第3回開催 【主な議題】 ・人口・事業量推計（9月末人口を元に） ・計画書素案（保険料・資料編以外）		令和8年度 第4回開催 【主な議題】 ・パブリックコメント結果 ・修正計画案（個別の保険料以外） ・答申	

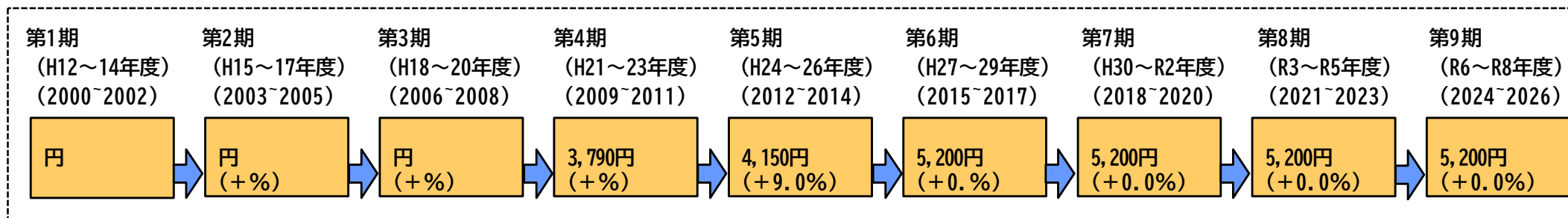
●保険料の推移(実績)

65歳以上が支払う保険料

〔 全国平均 (月額・加重平均) 〕



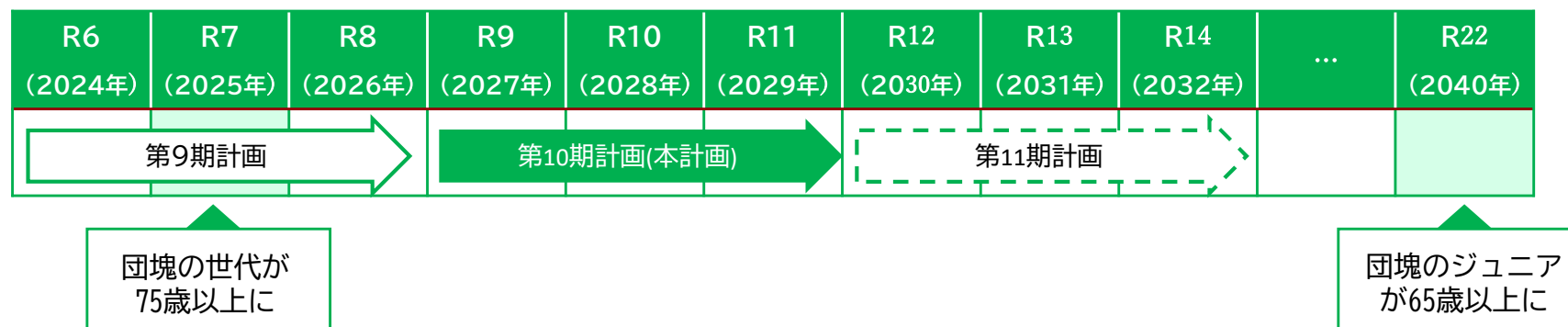
〔 東近江市 (月額) 〕



※記載のない枠は弊社で把握できませんでした (JMC)

●計画の期間

- 計画期間は、令和9年度を初年度とし、令和11年度までの3年間です。
- 第10期計画は、「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる**2040年**を見据え、中長期的な視野に立った施策を盛り込んだ計画となります。



●計画の基本的な考え方(第10期)

- 第10期計画では、基本理念と6つの基本方針とします。

基本理念	誰もが生きがいを持ち、共に支え合い、安心して暮らし続けることができるまち
基本方針1	介護予防の推進
基本方針2	可能な限り住み慣れた地域で生活するための環境整備
基本方針3	「新しい認知症観」に基づく共生社会の実現に向けた認知症施策の推進
基本方針4	個人の尊厳が守られ、安全で安心な生活の確保
基本方針5	地域を基盤とする包括的な支援体制の構築
基本方針6	介護保険の安定した運営

●施策体系(第9期)

基本方針	基本施策	施策
1 介護予防の推進	1-1 保健事業と介護予防の一体的な取組	1-1-1 フレイル予防と健康づくり
		1-1-2 高齢者の活動の場の充実
	1-2 介護予防・生活支援サービス事業の充実	1-2-1 多様なサービスの推進
	1-3 自立支援型ケアマネジメントの推進	1-3-1 自立支援型ケアマネジメントの推進
2 可能な限り住み慣れた地域で生活するための環境整備	2-1 在宅医療・介護の連携強化	2-1-1 在宅療養に向けた市民の理解
		2-1-2 在宅医療・介護の連携強化と環境整備
	2-2 介護サービス基盤の整備	2-2-1 地域密着型サービスの充実
	2-3 高齢者の住まいと生活の一体的な支援	2-3-1 高齢者の住まいの多様化・充実に向けた環境整備
3 「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進	3-1 認知症予防の普及・啓発活動の推進	3-1-1 普及・啓発活動の推進
		3-1-2 早期に診断・対応できる体制の充実
	3-2 共生の地域づくりの推進	3-2-1 共生と社会参加の推進
		3-2-2 若年性認知症の啓発と支援体制の構築
4 個人の尊厳が守られ、安全で安心な生活の確保	4-1 高齢者の人権尊重と権利擁護	4-1-1 高齢者虐待防止・高齢者の養護者に対する支援の推進
		4-1-2 成年後見制度の利用促進
	4-2 安全で安心な暮らしの確保	4-2-1 災害時における支援体制の整備
		4-2-2 感染症対策
5 地域を基盤とする包括的な支援体制の構築	5-1 地域包括支援センターの機能強化	5-1-1 地域包括支援センターの体制強化・整備
		5-1-2 高齢者の総合相談窓口の普及・啓発
	5-2 地域支え合い体制づくりの推進	5-2-1 地域支え合い体制づくりの推進
6 介護保険の安定した運営	6-1 介護保険の安定した運営	6-1-1 介護保険の安定した運営
	6-2 介護サービスの質の向上	6-2-1 介護人材の確保・資質の向上

●施策体系(案)(第10期)

基本方針	基本施策	施策
1 介護予防の推進	1-1 保健事業と介護予防の一体的な取組	1-1-1 フレイル予防と健康づくり
		1-1-2 高齢者の活動の場の充実
	1-2 介護予防・生活支援サービス事業の充実	1-2-1 多様なサービスの推進
	1-3 自立支援型ケアマネジメントの推進	1-3-1 自立支援型ケアマネジメントの推進
2 可能な限り住み慣れた地域で生活するための環境整備	2-1 在宅医療・介護の連携強化	2-1-1 在宅療養に向けた市民の理解
		2-1-2 在宅医療・介護の連携強化と環境整備
	2-2 介護サービス基盤の整備	2-2-1 地域密着型サービスの充実
	2-3 高齢者の住まいと生活の一体的な支援	2-3-1 高齢者の住まいの多様化・充実に向けた環境整備
3 「新しい認知症観」に基づく共生社会の実現に向けた認知症施策の推進	3-1 新しい認知症観の普及・啓発活動の推進	3-1-1 普及啓発活動の推進
	3-2 早期支援体制の構築及び適切なケアの推進	3-2-1 早期支援体制の構築及び適切なケアの推進
	3-3 共生の地域づくりの推進	3-3-1 共生と社会参加の推進
		3-3-2 若年性認知症の啓発と支援体制の構築
4 個人の尊厳が守られ、安全で安心な生活の確保	4-1 高齢者の人権尊重と権利擁護	4-1-1 高齢者虐待防止・高齢者の養護者に対する支援の推進
		4-1-2 成年後見制度の利用促進
	4-2 安全で安心な暮らしの確保	4-2-1 災害・感染症等における支援体制の整備
		4-2-2 高齢者が自立して生活ができる環境の整備
5 地域を基盤とする包括的な支援体制の構築	5-1 地域包括支援センターの機能強化	5-1-1 地域包括支援センターの体制強化・整備
		5-1-2 高齢者の総合相談窓口の普及・啓発
	5-2 地域支え合い体制づくりの推進	5-2-1 地域支え合い体制づくりの推進
6 介護保険の安定した運営	6-1 介護保険の安定した運営	6-1-1 介護保険の安定した運営
	6-2 介護サービスの質の向上	6-2-1 介護人材の確保と生産性の向上

●第10期介護保険事業計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項(案)

社会保障審議会
介護保険部会
2026年3月9日
一部改変資料

○介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業（支援）計画の策定

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・ 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たな類型の活用等）について議論。
- ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ② 頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。